

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年 11 月 29 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 40 分
会議場所	糸魚川市役所 2 階 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員 (出席 18 名、欠席 1 名)】 出席委員：1 番藤田一義委員、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番原直治委員、5 番園田岳彦委員、6 番松澤一久委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷺澤茂雄委員、10 番伊藤眞一委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、13 番土沢一男委員、14 番伊藤昭一委員、15 番齋藤清美委員、17 番川内敏夫委員、18 番上原スミ子委員、19 番樋口佐登子委員 欠席：16 番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員 (出席要請有、出席 15 名、欠席 3 名)】 出席委員：1 番伊藤力委員、2 番渡邊逸郎委員、3 番原安義委員、4 番恩田實委員、5 番岩崎源一委員、6 番松木秀夫委員、8 番伊井一夫委員、9 番山岸寛幸委員、10 番加藤政人委員、11 番中村成義委員、12 番小島隆委員、13 番山本民男委員、14 番小池憲夫委員、16 番山崎順一委員、17 番小竹堅吾委員 欠席：7 番猪又則雄委員、15 番日馬吉雄委員、18 番白澤実委員 (以上 出席 33 名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査 (書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	8 番 委員
	9 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.44～No.48 5件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて
No.25～No.29 5件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.26～No.53 28件
- 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.1～No.4 4件
- 報告第5号 許可処分取消申請について
No.2 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3014～No.3017 4件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5048～No.5051 4件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.179～No.261 83件
- 議 第4号 農用地利用配分計画に係る意見について
No.9～No.10 2件

日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、16 番川合次夫委員 1 名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員にも出席いただいています。</p> <p>日程第 1 = 議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、8 番荻野委員及び 9 番鷺澤委員を指名いたします。</p> <p>日程第 2 = 報告事項</p>
議長	<p><報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1 頁をご覧ください。 44 番糸魚川地区の件ですが、上刈 1 丁目地内の 1 筆 19 m²について、道路になっております。 45 番青海地区の件ですが、今村新田地内の 1 筆 294 m²について、資材置場になっております。 46 番青海地区の件ですが、今村新田地内の 1 筆 171 m²について、住宅敷地になっております。 47 番糸魚川地区の件ですが、新鉄 2 丁目地内の 1 筆 165 m²について、</p>

議長	<p>住宅敷地になっております。</p> <p>48 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 1 筆 266 m²について、資材置場になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2 頁をご覧ください。</p> <p>25 番下早川地区の件ですが、西塚、東塚地内の 4 筆 2,672 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>26 番西海地区の件ですが、釜沢、田中地内の 5 筆 891 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>27 番西海地区の件ですが、成沢、真光寺地内の 3 筆 1,624 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>28 番能生谷地区の件ですが、小見地内の 11 筆 1,537 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>29 番能生谷地区の件ですが、物出、西飛山地内の 27 筆 4,100.91 m²について、高齢のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について></p> <p>報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4 頁をご覧ください。</p> <p>26 番上早川地区の件ですが、越地内の 4 筆 2,441 m²について、労力</p>

不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

27 番西海地区の件ですが、真木地内の2筆1,694 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

28 番西海地区の件ですが、真木地内の2筆2,267 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

29 番西海地区の件ですが、真木地内の2筆2,182 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

30 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆2,812 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

31 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆5,501 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

32 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,361 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

33 番今井地区の件ですが、岩木地内の6筆9,241 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

34 番今井地区の件ですが、岩木地内の2筆3,029 m²について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

35 番磯部地区の件ですが、仙納地内の6筆1,878 m²について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。

36 番木浦地区の件ですが、木浦地内の8筆7,853 m²について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

37 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆509 m²について、高齢のため解約し、その後は休耕するものです。

38 番西海、能生谷、木浦地区の件ですが、道平、水保、槇、溝尾、木浦地内の36筆17,111.96 m²について、法人解散のため解約し、その後は休耕、能生谷、木浦地内の16筆8701.1 m²について、法人解散のため解約し、その後は農地中間管理機構が管理するものです。

39 番西海地区の件ですが、水保地内の3筆3,509 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。

40 番西海地区の件ですが、道平地内の2筆575 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。

41 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の3筆1,903 m²について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。

<p>議長 推14 番小池委員 伊藤主査</p> <p>推14 番小池委員 伊藤主査</p>	<p>42 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の3筆868㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>43 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆871㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>44 番木浦地区の件ですが、木浦地内の3筆797㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>45 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆294㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>46 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆1,347㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>47 番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆1,546㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>48 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆296㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>49 番木浦地区の件ですが、木浦地内の4筆1,037㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>50 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆927㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>51 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆613㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>52 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆586㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>53 番木浦地区の件ですが、木浦地内の6筆1,942.96㎡について、耕作者（法人）が解散するため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>法人が廃業するのは、廃業しますと言えば通るのですか。</p> <p>今回の件は、県にも関わっていただいて、最終的にこの法人は12月をもって廃業することとなりました。こちらに届け出自体は出ていませんが、実質もうできないということです。今後、こちらでも廃業する日などを把握したいので、届け出を出していただく予定です。</p> <p>届け出が出ていないのに今回申請したのですか。</p> <p>もう廃業が決まっていたので手続きをお願いしました。</p>
--	---

推14番小池委員 伊藤主査	<p>10年間耕作しなければいけないのに良いのですか。</p> <p>法人代表の旦那様が急に事故でお亡くなりになられたのでやむを得ない措置ということです。別法人に何とか1年間はお願ひしていましたが、本格的にその法人が農業参入することになり、西海を拠点に耕作することになりましたので、能生谷での耕作は難しくなりました。ですので、今回の件は、悪質なものではなく、事故を発端とした廃業ということです。</p>
推14番小池委員 伊藤主査	<p>ほとんど休耕ですか。</p> <p>地域の方にかんりの部分を移転していて、残った部分に関しては、元々耕作困難な場所を廃業する法人が耕作してくれており、もう誰も引き受け手がいないため、所有者に戻します。</p>
14番伊藤(昭)委員 伊藤主査	<p>機構が管理するということですが、耕作者を積極的に探してくれるのですか。</p> <p>機構は預かった農地を管理して耕作者を探すことになっているのですが、新潟県の場合は、相手がいない場合は基本的に受けないという趣旨に変わりました。積極的に見つけるというのではなくて、登録をして、耕作者が出てくるのを待ち、1年くらい見つからないと所有者のほうに返す形です。管理といっても、実際、草刈りなどもしない現状維持という管理になっております。</p>
議長	<p>他に、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について ></p> <p>報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。説明いたします。12頁をご覧ください。</p> <p>1番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆3,577㎡について、高齢のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>2番西海地区の件ですが、成沢地内の1筆1,324㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕します。</p> <p>3番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆1,314㎡について、他の方に貸すため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p>

<p>議長</p>	<p>4番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆1,023㎡について、高齢のため解約し、その後は休耕します。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 小林主査</p>	<p><報告第5号 許可処分の取消申請について> 報告第5号 許可処分の取消申請について説明を求めます。 説明いたします。13頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>2番下早川地区の件ですが、昭和55年7月1日付け糸農地第2022号で許可された5条計画変更、糸農地第5155号で許可された5条申請について、従業員用の社宅を建築する必要がなくなったため、許可申請の取消をしたいものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3＝付議事項 <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>

伊藤主査

説明いたします。14 頁をご覧ください。

3014 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の4筆 511 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、県道湯之河内梶屋敷停車場線と農免農道長平線間の場所になります。申請人は、耕作地と隣接する農地を譲り受け、農地の集積・集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが上早川地区の20 a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3015 番今井地区の件ですが、岩木地内の3筆 494 m²について、贈与による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道岩木頭山線の山側の場所になります。申請人は、経営規模拡大のため、譲渡人との協議の上、無償で譲り受けるものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが今井地区の20 a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3016 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆 283 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道北部1号線付近の場所になります。申請人は、耕作地と隣接する農地を譲り受け、農地の集積・集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが能生谷地区の20 a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3017 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆 164 m²について、贈与

	<p>による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、広域農道西頸城線沿いの場所になります。申請人は、耕作地と隣接する農地を譲り受け、農地の集積・集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが木浦地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。15頁をご覧ください。</p> <p>5048番5049番下早川地区の件ですが、関連しますので合わせて説明いたします。西谷内地内の1筆69㎡について事業計画変更承認申請です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、県道湯之内河内梶屋敷停車場線付近の場所になります。当初計画者は昭和52年7月27日付け糸農地第5114号で許可された申請地について、当初住宅を建築する予定でありましたが、隣地に住宅を建築することとなったため、譲受人に譲渡したいものです。承継者は、親と子と同居しているが手狭となったため、申請地に隣接する空き家を購入し、申請地を譲り受け住宅敷地としたいもので、売買による所有権移転です。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

	<p>5050 番糸魚川地区の件ですが、東寺町3丁目地内の1筆 340 m²について、住宅敷地のための、贈与による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、糸魚川市教職員住宅付近の場所になります。申請人は、借家住まいであり、子供の成長に伴い手狭となったため、学校に近い申請地を譲り受け住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5051 番糸魚川地区の件ですが、一の宮1丁目地内の1筆 187 m²について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市役所一の宮駐車場の隣の場所になります。申請人は、市役所駐車場が不足することから、申請地を譲り受け駐車場を造設したいものです。農地の区分は、エ-ア)-a-(b) (市役所からおおむね300m以内である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、83件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。24頁をご覧ください。</p>

議長	<p>215 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆2,802㎡について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔恩田委員入室〕</p>
議長	<p>次に中村委員の案件を審議しますので、中村委員、退席をお願いします。</p> <p>〔中村委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。27 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>228 番小滝地区の件ですが、小滝地内の1筆236㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔中村委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。17 頁をご覧ください。</p>
	<p>179 番下早川地区の件ですが、東海地内の3筆3,654㎡について、更新するものです。</p>
	<p>180 番下早川地区の件ですが、東海地内の6筆5,600㎡について、更新するものです。</p>
	<p>181 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆4,056㎡について、更新するものです。</p>

182 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の3筆3,738㎡について、更新するものです。

183 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆2,026㎡について、更新するものです。

184 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の3筆5,981㎡について、更新するものです。

185 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆2,104㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

186 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆2,950㎡について、更新するものです。

187 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆1,954㎡について、更新するものです。

188 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆1,954㎡について、更新するものです。

189 番下早川地区の件ですが、道明、上覚、四ツ屋、日光寺、滝川原地内の9筆4,956.91㎡について、更新するものです。

190 番下早川地区の件ですが、田屋、上覚、四ツ屋地内の3筆5,218㎡について、更新するものです。

191 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,527㎡について、更新するものです。

192 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,523㎡について、更新するものです。

193 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆2,316㎡について、更新するものです。

194 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆754㎡について、更新するものです。

195 番下早川地区の件ですが、上覚地内の2筆3,193㎡について、更新するものです。

196 番下早川地区の件ですが、新町地内の1筆1,254㎡について、更新するものです。

197 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆1,847㎡について、更新するものです。

198 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の2筆3,844㎡につ

いて、更新するものです。

199 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆410㎡について、更新するものです。

200 番下早川地区の件ですが、道明地内の2筆2,826㎡について、更新するものです。

201 番下早川地区の件ですが、東海地内の4筆3,299㎡について、更新するものです。

202 番下早川地区の件ですが、田屋、堀切地内の4筆3,153㎡について、更新するものです。

203 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の1筆1,549㎡について、更新するものです。

204 番下早川地区の件ですが、上覚、清水山地内の4筆1,867㎡について、更新するものです。

205 番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋、東川原、日光寺地内の5筆5,258㎡について、更新するものです。

206 番下早川地区の件ですが、下出地内の9筆4,162㎡について、更新するものです。

207 番下早川地区の件ですが、下出地内の1筆826㎡について、更新するものです。

208 番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆515㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

209 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆3,577㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

210 番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆1,442㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

211 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆988㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

212 番上早川地区の件ですが、越地内の9筆7,177㎡について、更新するものです。

213 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、越地内の4筆1,594㎡について、更新するものです。

214 番上早川地区の件ですが、越地内の4筆1,460㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

216 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,404㎡について、更新するものです。

217 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,052㎡について、更新するものです。

218 番上早川地区の件ですが、猿倉地内の2筆974㎡について、更新するものです。

219 番上早川地区の件ですが、坪野地内の5筆4,688㎡について、更新するものです。

220 番上早川地区の件ですが、坪野地内の10筆5,530㎡について、更新するものです。

221 番下早川地区の件ですが、東塚地内の8筆4,773㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

222 番西海地区の件ですが、真木地内の1筆904㎡について、更新するものです。

223 番西海地区の件ですが、釜沢地内の2筆3,728㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

224 番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆2,328㎡について、更新するものです。

225 番西海地区の件ですが、平牛地内の3筆2,039㎡について、更新するものです。

226 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の2筆970㎡について、更新するものです。

227 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,051㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

229 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆2,197㎡について、更新するものです。

230 番今井地区の件ですが、岩木地内の6筆9,241㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

231 番今井地区の件ですが、岩木地内の2筆3,029㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

232 番今井地区の件ですが、岩木地内の5筆4,725㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

233 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,975㎡について、更

新するものです。

234 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆2,409㎡について、更新するものです。

235 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,237㎡について、借り受けて規模拡大、1筆1,088㎡について、更新するものです。

236 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆237㎡について、更新するものです。

237 番磯部地区の件ですが、徳合地内の10筆864.91㎡について、更新するものです。

238 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆1,789㎡について、更新するものです。

239 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,183㎡について、更新するものです。

240 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の5筆1,616㎡について、更新するものです。

241 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,998㎡について、更新するものです。

242 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆373㎡について、更新するものです。

243 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,217㎡について、更新するものです。

244 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆231㎡について、更新するものです。

245 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆2,850㎡について、更新するものです。

246 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の2筆4,446㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

247 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆1,993㎡について、更新するものです。

248 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆1,295㎡について、更新するものです。

249 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆5,876㎡について、更新するものです。

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>250 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆2,926㎡について、更新するものです。</p> <p>251 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆6,021㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>252 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の4筆4,883㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>253 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の2筆2,940㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>254 番青海地区の件ですが、須沢地内の18筆5,179㎡について、更新するものです。</p> <p>255 番青海地区の件ですが、上路地内の3筆4,589㎡について、更新するものです。</p> <p>256 番青海地区の件ですが、上路地内の3筆4,589㎡について、更新するものです。</p> <p>257 番青海地区の件ですが、上路地内の4筆4,948㎡について、更新するものです。</p> <p>258 番大和川地区の件ですが、大和川地内の11筆2,667㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>259 番大和川地区の件ですが、大和川地内の7筆2,189㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>260 番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆1,764㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>261 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆706㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
-------------------------------	--

議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画に係る意見について> 議第4号 農用地利用配分計画に係る意見について、2件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、園田委員の案件を先に審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔園田委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。38頁をご覧ください。</p> <p>9番大和川地区の件ですが、大和川地内の16筆5,081㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔園田委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。38頁をご覧ください。</p> <p>10番大和川地区の件ですが、大和川地内の10筆2,245㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>

議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 12/26(木) 午前9：30～ 201・202 会議室 <p>イ その他</p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>